

浜松市会計規則の一部を改正する規則

浜松市会計規則（昭和 3 9 年浜松市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（支出命令） 第 2 1 条 主管の長は、支出命令をしようとするときは、次に掲げる事項を調査し、適当と認めたときは、支出命令書又は支出負担行為兼支出命令書（以下「支出命令書等」という。）を会計管理者に送付しなければならない。 （1） （略） （2） 年度、会計、科目、金額及び<u>債主</u>に誤りのないこと。 （3） <u>債主</u>の債務履行が確認されたものであること。 （4）～（7） （略） 2 支出命令書等は、予算の節及び<u>債主</u>ごとに作成しなければならない。ただし、支出の目的及び支出科目が同一で複数の<u>債主</u>に支出しようとするとき又は同一会計内の複数の支出科目をもって同一の<u>債主</u>に支出しようとするときは、その合計額で支出命令書等を作成することができる。 3 前項ただし書に規定する場合においては、当該支出命令書等に<u>債主</u>又は支出科目の内訳書を添付しなければならない。 4 （略） 5 支出命令書等には、所属年度、支出科目、支出命令額、支出事由、<u>債主</u>、支払方法、履行確認日その他必要な事項を記載し、会計年度による一連番号を支出命令番	（支出命令） 第 2 1 条 主管の長は、支出命令をしようとするときは、次に掲げる事項を調査し、適当と認めたときは、支出命令書又は支出負担行為兼支出命令書（以下「支出命令書等」という。）を会計管理者に送付しなければならない。 （1） （略） （2） 年度、会計、科目、金額及び<u>債権者</u>に誤りのないこと。 （3） <u>債権者</u>の債務履行が確認されたものであること。 （4）～（7） （略） 2 支出命令書等は、予算の節及び<u>債権者</u>ごとに作成しなければならない。ただし、支出の目的及び支出科目が同一で複数の<u>債権者</u>に支出しようとするとき又は同一会計内の複数の支出科目をもって同一の<u>債権者</u>に支出しようとするときは、その合計額で支出命令書等を作成することができる。 3 前項ただし書に規定する場合においては、当該支出命令書等に<u>債権者</u>又は支出科目の内訳書を添付しなければならない。 4 （略） 5 支出命令書等には、所属年度、支出科目、支出命令額、支出事由、<u>債権者</u>、支払方法、履行確認日その他必要な事項を記載し、会計年度による一連番号を支出命令番

号として付さなければならない。

6 (略)

第22条 支出命令書等には、次に掲げる事項が記載された債主の請求書のほか、支出負担行為書及びその添付書類並びにこれらに係る債務履行の確認に必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「支出命令書等添付書類」という。）を添付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 債主の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名

(4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号の所在地及び代表者氏名は、次に掲げる場合は、省略させることができる。

(1) (略)

(2) 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会が作成する請求書である場合

(3)・(4) (略)

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる支出にあたっては、債主の請求書を省略することができる。

(1)～(12) (略)

4 債主から口座振替による支払の申出があったときは、振替先の金融機関名、口座の預金種別、口座番号及び口座名義を明らかにさせなければならない。

5 債主から代理人に支払の請求及び支払金の受領を委任する申出がなされたときは、

号として付さなければならない。

6 (略)

第22条 支出命令書等には、次に掲げる事項が記載された債権者の請求書のほか、支出負担行為書及びその添付書類並びにこれらに係る債務履行の確認に必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「支出命令書等添付書類」という。）を添付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 債権者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名

(4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号の所在地及び代表者氏名は、次に掲げる場合は、省略させることができる。

(1) (略)

(2) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会が作成する請求書である場合

(3)・(4) (略)

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる支出に当たっては、債権者の請求書を省略することができる。

(1)～(12) (略)

4 債権者から口座振替による支払の申出があったときは、振替先の金融機関名、口座の預金種別、口座番号及び口座名義を明らかにさせなければならない。

5 債権者から代理人に支払の請求及び支払金の受領を委任する申出がなされたとき

委任状を提出させなければならない。

(支出命令書等の審査)

第 2 2 条の 2 (略)

2 会計管理者は、支出命令を受けた後において、その債権者の権利に差押命令、転付命令、債権譲渡等の代理権の設定又は解除がされたときは、その事実を証明する書類を添付し、代理人又は債主に支出命令の執行をしなければならない。ただし、履行期限が到来するまでの間は、支払手続を一時中止するものとする。

3 (略)

(支出の原則)

第 2 3 条の 2 支出は、債務金額が確定し、支払期が到来した後、正当な債主に対して行わなければならない。ただし、資金前渡、概算払又は前金払による場合は、この限りでない。

(支払の方法)

第 2 4 条 会計管理者は、支払の決定をしたときは、繰替払の場合を除き、債主に支払の通知を送付し、小切手（第 4 号様式）を振り出し、小切手整理簿に記録のうえ、これと引換えに領収書を徴さなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、当該各号に定める書類をもって債主の領収書に代えることができる。

(1) 隔地払又は口座振替による支払（次号に規定する支払を除く。）の場合は、指定金融機関又は指定代理金融機関の作成した小切手受領書（第 5 号様式）及び口座振替済報告書

は、委任状を提出させなければならない。

(支出命令書等の審査)

第 2 2 条の 2 (略)

2 会計管理者は、支出命令を受けた後において、その債権者の権利に差押命令、転付命令、債権譲渡等の代理権の設定又は解除がされたときは、その事実を証明する書類を添付し、代理人又は債権者に支出命令の執行をしなければならない。ただし、履行期限が到来するまでの間は、支払手続を一時中止するものとする。

3 (略)

(支出の原則)

第 2 3 条の 2 支出は、債務金額が確定し、支払期が到来した後、正当な債権者に対して行わなければならない。ただし、資金前渡、概算払又は前金払による場合は、この限りでない。

(支払の方法)

第 2 4 条 会計管理者は、支払の決定をしたときは、繰替払の場合を除き、債権者に支払の通知を送付し、指定金融機関又は指定代理金融機関に払戻請求書を送付し、債権者が支払を受けたときは、領収書を徴さなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、当該各号に定める書類をもって債権者の領収書に代えることができる。

(1) 隔地払又は口座振替による支払（次号に規定する支払を除く。）の場合は、指定金融機関又は指定代理金融機関の作成した口座振替済報告書（第 4 号様式）

(2)・(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、債主に対する支払の通知は、会計管理者が認めるものについては、省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、会計管理者は、債主から現金による支払の申出があるときは、1件について30万円を限度として現金で支払うものとする。

(事務)

第61条 (略)

2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、会計管理者の振り出した小切手によって債権者に現金を支払わなければならない。

第65条 指定金融機関及び指定代理金融機関は、会計管理者の発した小切手によって持参人に現金を支払わなければならない。

2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、前項の支払いをしたときは、会計管理者から通知を受けた小切手振出済通知書（第7号様式）に支払済印を押印しなければならない。

第66条 指定金融機関及び指定代理金融機関は、会計管理者から口座振替依頼書（第8号様式）に添えて口座振替の表示ある小切手の交付を受けたときは、速やかに口座振替依頼書の記載事項により所要の手続をとるとともに小切手受領書及び口座振替済報告書（第9号様式）を会計管理者に提出しなければならない。

第69条 指定金融機関及び指定代理金融機

(2)・(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、債権者に対する支払の通知は、会計管理者が認めるものについては、省略することができる。

3 会計管理者は、債権者から現金による支払の申出があるときは、1件について30万円を限度として現金で支払うものとする。

(事務)

第61条 (略)

2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に送付した払戻請求書及び会計管理者が債権者に交付した支払依頼書によって債権者に現金を支払わなければならない。

第65条

指定金融機関及び指定代理金融機関は、第61条第2項の支払をしたときは、会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に送付した支払依頼済通知書に支払済印を押印しなければならない。

第66条 指定金融機関及び指定代理金融機関は、会計管理者から口座振替依頼書（第8号様式）及び払戻請求書の送付を受けたときは、速やかに口座振替依頼書の記載事項により所要の手続をとるとともに口座振替済報告書を会計管理者に提出しなければならない。

第69条 削除

関は、会計管理者の振り出した小切手のうち、出納閉鎖期限までに支払を終わらないものの金額を会計管理者の発する公金振替通知書により出納閉鎖期日に当年度の歳出から振出し、これを歳出支払未済繰越金の口座に振り替えなければならない。

2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、前項の手続をしたのち、前年度の小切手により支払をする場合は、歳出支払未済繰越金の口座から払い出さなければならない。

第70条 指定金融機関等のうち市長が指定する店舗が収納又は支払をしたときは、次に定める方法により処理しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 指定金融機関及び指定代理金融機関は、第1号の規定により収納金の送付を受けたときは、直ちに会計管理者名義の預金口座に受入れの手続をしなければならない。自店で取扱った領収済通知書等及び支払済となった小切手振出済通知書は整理し、出納日計報告書（第13号様式）を添付し、翌々日会計管理者に提出しなければならない。この場合において、第1号後段の規定により指定代理金融機関が収納金の送付を受けたときは、出納日計報告書には収納代理金融機関の分も合算して報告しなければならない。

(4) (略)

2 (略)

(帳簿)

第91条 会計管理者は、次の帳簿を備えなければならない。ただし、必要があるとき

第70条 指定金融機関等のうち市長が指定する店舗が収納又は支払をしたときは、次に定める方法により処理しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 指定金融機関及び指定代理金融機関は、第1号の規定により収納金の送付を受けたときは、直ちに会計管理者名義の預金口座に受入れの手続をしなければならない。自店で取扱った領収済通知書等及び支払済となった支払依頼済通知書は整理し、出納日計報告書（第13号様式）を添付し、翌々日会計管理者に提出しなければならない。この場合において、第1号後段の規定により指定代理金融機関が収納金の送付を受けたときは、出納日計報告書には収納代理金融機関の分も合算して報告しなければならない。

(4) (略)

2 (略)

(帳簿)

第91条 会計管理者は、次の帳簿を備えなければならない。ただし、必要があるとき

は、補助簿を設けることができる。	は、補助簿を設けることができる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
<u>(4) 小切手整理簿</u>	
<u>(5)～(10)</u> (略)	<u>(4)～(9)</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

第4号様式（第24条・第66条関係）

口座振替済報告書									
年 度	年度	会 計 別							
口座振替 依頼書番号	第 号								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>件 数</td> <td></td> <td>件</td> </tr> </table> 上記のとおり口座振替を完了しましたから報告します。 年 月 日 （あて先）浜松市会計管理者 浜松市指定（代理）金融機関 ㊞				金 額		円	件 数		件
金 額		円							
件 数		件							

第5号様式 削除

第7号様式を次のように改める。

第7号様式 削除

第8号様式中

「

口座振替 依頼書番号	第 号	小切手番号	第 号	を
---------------	-----	-------	-----	---

」

「

口座振替 依頼書番号	第 号		に、
---------------	-----	--	----

」

「浜松市指定金融機関等」を「浜松市指定（代理）金融機関」に改める。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式 削除

附 則

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

- 2 改正後の浜松市会計規則の規定は、この規則の施行の日以後の支払について適用し、同日前の支払については、なお従前の例による。

(あらまし)

この規則は、小切手廃止に伴う支払手続に係る規定の整備及び社会保険診療報酬支払基金法の一部改正により「社会保険診療報酬支払基金」が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改正されることに伴い、所要の整備を行うものです。